

2. 前項各号に定める目的以外に甲又は甲の指定する者の個人情報を取得する場合、乙は、あらかじめその利用目的を明示する。

第 21 条 (個人情報の登録及び利用の同意)

1. 甲又は甲の指定する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、7 年を超えない期間、乙に登録及び利用されることに同意する。

(1) 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき

(2) 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者が度重なる行政処分を受けたとき

(3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたとき乙が認識したとき

(4) 物件の不返還があったとき

(5) レンタル料金の不払い及び支払い遅延があったとき

2. 前項の情報は、乙によって契約締結の際の審査のために利用される。

第 22 条 (GPS 機能)

甲及び甲の借り受けた物件の使用者は、レンタル物件に全地球測位システム (GPS 機能) や機械稼働情報記録装置が搭載されている場合があり、乙所定のシステム及び物件本体に位置情報、機械稼働情報が記録されること、及び乙が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾する。

(1) レンタル物件の場所・使用状況等を認識する必要があるとき乙が判断したとき

(2) レンタル物件の管理並びに、事故、盗難、不返還時の対応に利用するとき

(3) 乙のサービス品質向上の為、また顧客満足向上の為のマーケティング分析に利用するとき

(4) 法令や政府機関等により情報の開示を要求されたとき

第 23 条 (損害保険)

1. 乙は自動車登録番号標付き車両については、自賠責保険及び自動車保険 (対人・対物・搭乗者) に、その他の物件に関しては賠償責任保険に加入する。

2. 前項の保険においては、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、甲の故意又は重大な過失その他の各保険契約に関する保険約款の免責条項に定める事由に起因する損害は填補されない。

3. 甲は、保険事故が発生したときは、事故の大小に関わらず、法令上の処置をとると共に直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従って必要な一切の書類を速やかに乙に提出する。

第 24 条 (契約の解除)

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除する事ができる。

(1) 本契約又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき

(2) レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき

(3) 自ら振出し又は引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払い不能若しくは支払停止状態に至ったとき

(4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき

(5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められた使用方法に違反したとき

(6) 解散、死亡若しくは制限能力者、又は住所・居所が不明となったとき

(7) 信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき

(8) レンタル利用に関して、不正な行為 (違法行為又は公序良俗に違反する行為等) があったとき

2. 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに物件を乙に返還すると共に、物件返還日までのレンタル料及び付随する全ての費用を現金で乙に支払う。

3. 甲に第 1 項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

第 25 条 (契約解除の措置)

1. 甲は、前条により乙から物件の返還請求があった場合、直ちに個別契約で定める場所に返還する。

2. 甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合は、甲はその損害を負担する。

3. 返還、回収に伴う輸送費その他一切の費用は、甲の負担とする。

4. 甲は、返還の際、物件の損傷、その他原状と異なる場合、その修理費用を負担する。

5. 物件の返還は、甲及び乙立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検収結果に異議なきものとする。

6. 甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。

7. 契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。

8. 契約解除後、乙が甲にレンタルした全ての物件内の残置物について、甲は所有権を放棄するものとし、甲は乙において、自由に撤去処分することについて異議を申し立てない。当該撤去にかかる費用については、甲の負担とする。

第 26 条 (中途解約)

1. 個別契約期間中における中途解約は認めない。ただし、甲が特別の事由により申し入れ、乙が相当と認めた場合はこの限りではない。

2. 前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第 16 条の規定に基づく手続を履行する。

第 27 条 (解約損害金)

第 24 条及び第 26 条により、物件が返還された場合は、甲はあらかじめ取り決めた損害金を支払う。ただし取り決めのない場合は甲乙協議のうえ損害金を定める。

第 28 条 (秘密の保持)

甲及び乙は、レンタル契約に伴い知り得た一切の情報を、契約終了後も他に漏らしてはならない。

第 29 条 (連帯保証人)

1. 甲は、乙が要求する場合には連帯保証人を付けなければならない。連帯保証人は甲と連帯して契約上の義務を負う。

2. 連帯保証人は、別途定める極度額を限度として、甲乙間の本契約及び個別契約に定める甲の一切の債務を連帯保証する。ただし、連帯保証人が法人の場合、極度額の適用は行わない。

第 30 条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から請求があった場合、いつでも契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに同意し、その費用は甲の負担とする。

第 31 条 (専属的合意管轄)

レンタル契約に基づく甲及び乙間の紛争に関しては、乙の本店又は支店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判籍とする。

第 32 条 (補則)

本約款及び個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

契約NO _____

年 月 日

建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約書

賃借人（甲） 住所

氏名 印

賃貸人（乙）

印

連帯保証人（丙） 住所

氏名 印

本建設機械等レンタル基本契約を証するため、契約書を 2 通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。
（※連帯保証人をつける場合は、三通作成し、丙もその一通を保有する。）

建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約書

第1条(総則)

- 建設機械等レンタル基本契約(以下「本契約」という。)は、賃借人を甲、賃貸人を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
- 乙は、甲に対して、本契約に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス(以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。)を提供し、甲は乙に対して、レンタル代金として物件の賃借料、基本管理料及び補償料(太陽総合セーフティサービス サービス料)を支払う。
- 甲は、乙からレンタルするに際し、レンタル物件を甲の事業として使用するために必要な技術、技能、知見を有した事業者であることを確認し、甲は、乙から引渡しを受けたレンタル物件をその責任において適切に使用、管理するものとする。

第2条(個別契約)

- 物件毎のレンタル契約(以下「個別契約」という。)は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。
- 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。
- 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、それが本契約に優先する。
- 個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条(レンタル期間)

- レンタル期間は、貸出日(レンタル開始日)から返却日(レンタル終了日)までとする。
- 個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第4条(レンタル料)

- レンタル料とは、基本的に物件の「賃貸借料」をいう。また、甲は別途、物件に対する「基本管理料」及び「サービス料」を乙に支払わねばならない。
- レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、物件の契約不適合または乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料を支払わなければならない。
- レンタル料は、物件の1日8時間以内の稼働を原則とする。この時間を超えて使用される場合は別途レンタル料が生じる。
- レンタル料の支払日及び支払条件等について別途合意するものとする。

第5条(基本管理料)

- 甲は、物件の引き渡し時に、現場において速やかに且つ安全に使用できる状態にするため、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を乙に支払う。

第6条(補償料(太陽総合セーフティサービス サービス料))

- 補償料とは、レンタル期間中の物件が破損、盗難等の不慮の事故に遭遇した場合に、甲の負担を軽減することを目的とした乙の総合セーフティサービス制度に加入し、同制度の適用を受けるための費用をいう。ただし、同制度があらかじめ補償対象外と規定している事由に該当する場合は、補償料支払いの如何にかかわらず、同制度の適用はない。

第7条(保証金)

- 乙は、本契約に基づく甲の債務履行を担保するため、甲に対し保証金を要求することができる。甲は、乙の要求があれば、予め合意した額の保証金を乙に預託する。この保証金に利息は付さない。
- 乙は、甲に第24条1項各号の一つに該当する事由が生じたときは、保証金をもってレンタル料を含む甲の乙に対するすべての債務の弁済に充当できる。ただし、債務の弁済を保証金で賄えない場合、不足する債務の支払い義務を負うものとする。

第8条(物件の引渡し、免責)

- 甲が乙から物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して納品書又は納品伝票を交付し、甲は借り受けた物件について乙の納品書又は納品伝票に署名し乙に交付する。
- 乙は、レンタル期間の開始日に甲に物件を引き渡さなければならない。
- 物件の引渡しは、原則として乙の事業所内とする。
- 前項以外の場所にて物件の引渡しを行う場合は、それに要する一切の費用は甲の負担とする。
- 乙は、物件の引渡しのため、甲の現場内に立ち入る際は甲の指示に従う。
- 物件の搬出入・運送・積み降ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合又は甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。
- 乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故交通制限、甲の従業員ないし第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡しが可能となった場合、その責を負わない。

第9条(物件の検収)

- 甲は、物件受領後直ちに、乙が発行する出荷案内状又は納品書並びに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能及び数量等に適合すること(以下「契約適合性」という)について検収を実施し、物件に契約不適合のないことを確認する。
- 甲は、前項の検収時に契約不適合を発見した場合は、直ちに乙に通知する。乙が甲の通知を受けた場合は、乙の責任において物件を修理又は代替の物件を引渡す。

第10条(契約不適合責任)

- 乙は、甲に対して引渡し時において、物件が第9条1項で規定する契約適合性(ただし、第9条1項による甲の検収時にその発見が不可能又は著しく困難なものに限る)についてのみ、契約不適合責任を負うものとし、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。
なお、引渡し後、当日中に甲が乙に対し第9条2項の通知をしなかった場合には、甲の検収時に契約不適合の発見が不可能又は著しく困難なものであった場合を除き、物件は正常な状態で引渡されたものとする。
物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
- 物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害(工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、滅失利益、機会損失等)については、乙はその責を負わない。

第11条(物件の保守・管理、月次点検)

- 甲は、物件の引渡しから返却が完了するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。
- 甲は、物件の使用前には、必ず取扱方法を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い必要な整備を実施しなければならない。
- 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。

- 月次点検及び自主点検などを必要とする物件については、甲の責任と負担でこれを行う。乙がこれを行った場合はそれに要した費用を甲は乙に支払う。
- 甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。ただし、物件の契約不適合または乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合については、この限りではない。

第12条(物件の検査)

- 乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の物件の使用場所において、その使用方法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。

第13条(禁止事項)

- 甲は、物件を第三者に譲渡し又は担保に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
- 甲は、物件の操作・取り扱いを有資格者以外に行わせてはならない。
- 甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。
 - 物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと
 - 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
 - 物件を本来の用途以外に使用すること
 - 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること
 - 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、又は物件を第三者に転賃すること
 - 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること
 - 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと

第14条(環境汚染物質下での使用禁止)

- 甲は、放射性物質、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等(以下汚染物質等」という。)の環境下で物件を使用しない。ただし、人命に係わる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ、合意した場合は、この限りでない。
- 物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
- 汚染された物件が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

第15条(通知義務)

- 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
 - レンタル期間中の物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
 - 住所を移転したとき
 - 代表者を変更したとき
 - 事業の内容に重要な変更があったとき
 - レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき
- 物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

第16条(個別契約満了時の措置と物件の返還)

- 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領書又は引取伝票を交付する。
- 返還に伴う輸送費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 物件の返還は、甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
- 物件の返還は貸し出し時の状態で返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復するか、または甲はその費用(修理費、清掃費等)を乙に支払う。
- 甲は物件の返還時に甲又はその従業員の私物、ゴミその他工事用廃棄物等を物件に残置しないことを確約する。万一、物件の返却時に甲が上記残置物を残した場合、甲は、当該残置物を乙が廃棄処分することを甲の責任において異議なく承諾する。この場合、乙は当該物件の清掃費用、残置物の処分費用を甲に請求することができる。

第17条(物件についての損害補償)

- 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件に損傷、又は滅失、盗難等が発生した場合、甲は太陽総合セーフティサービスに定める義務を免れない。
- 甲の故意または重大な過失等により補償対象外の物件の損傷に対して乙が修理を行った場合、甲はその修理費相当額を乙に支払う。
- 乙の許可無くバイオ燃料等指定外の燃料を使用し物件が損傷した場合、甲はその一切の修理費用を乙に支払う。
- 物件の滅失により乙の所有権を回復する見込みがない場合、若しくは物件返却時の検収において甲の故意または重大な過失等により補償対象外の物件の損傷が著しく修理不能の場合、甲は物件の再調達価格相当額を乙に支払う。
- 物件の盗難の場合、甲は、太陽総合セーフティサービスに定める義務を免れない。
- 物件の修理並びに再調達に時間を要する場合、甲は休業損害に相当した補償金(休車料)を乙に支払う。

第18条(反社会的勢力等への対応)

- 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、契約の拒絶及び解除をすることができる。
 - 暴力団等反社会的勢力であると判断したとき
 - 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いたとき、若しくは乙の信用を毀損し業務を妨害したとき
 - 相手方の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは不当な負担を要求したとき

第19条(不返還となった場合の損害賠償及び措置)

- 甲は、不返還により発生した乙の全ての損害について賠償する責を負う。
- 乙は、個別契約満了又は第24条に基づく契約解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、不返還者リストに登録すると共に、必要な法的措置をとる。

第20条(個人情報の利用目的)

- 乙が甲又は甲の指定する者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
 - 第2条の個別契約の締結に際し、甲に関する本人確認及び審査を行うため
 - 物件が不返還になった場合に、前条第2項の措置を行うため